

太原總靖公署審判戰犯軍事法庭判決 民國三十六年度戰字第5號

公訴人 本庭檢察官

男三十歲 日本福島縣空知郡人

被告

送任辯護人 秦秉剛律師

被告因戰犯案件經本庭檢察官起訴本庭判決如左

主文

在作戰期間沒收財產處有期徒刑十年

被訴強姦及誘拐婦女強迫為娼部分無罪

事實

三十五年遠

畢業於日本師範學校民國三十三年經敵偽蒙疆政府考取
東華受警察訓練至三十三年五月間被派為平魯縣警察局指導官
在指導官任內時曾強拉民間牛驢共五六頭均予沒收戰爭結束後被
前第二戰區長官部緝獲解交本庭檢察官偵查起訴

理由

本案件理由可分二項說明如左

法 務 省

一關於沒收財產部分……查被告在平魯縣警察局指導官
任內時曾強拉人民牛驢五六頭均予沒收業經自白不諱雖據辯稱強
拉牛驢係奉長官之命令並非己之行為等語是否屬實尚難遽信
即使如其所云而依戰爭罪犯審判條例第八條第一款之規定亦不能免
除其責任按作戰期間內沒收人民財產顯係違反海牙陸戰規則第
四十六條規定應構成戰爭罪犯審判條例第二條第二款之罪惟情節
輕微應從輕科處

二關於強姦及誘拐婦女強迫為娼部分……查犯罪事實應依證據
認定之為刑事訴訟法第二百六十八條所明定本件據平魯縣人民楊
報被告於民國三十四年五月間有強姦其媳及徵集婦女強迫為娼
情事惟經審訊被告堅不承認並謂被告於同年三月間已去大同由
未返回焉能強姦又謂徵集婦女強迫為娼係警備隊大尉中尉主辦與
伊平等語雖係片面之詞惟查楊遠在平魯身居匪區未能
是否真有其人尚不可知即有其所報是否屬實亦難據信此外由
無其他證據足以證明被告有上述行為依照上開規定自應諭知無罪

其上論結應依刑事訴訟法第二百九十一條前段海牙陸戰規則第四十六條第二項刑法第二條第一項戰爭罪犯審犯條例第一條第二條第二款第三條第三十三款第八條第一款第十一條刑事訴訟法第二百九十三條第一項判決如主文

本案本庭檢察官劉之翰蒞庭執行職務

中華民國三十六年四月三十日

太原綏靖公署審判戰犯軍事法庭

審判長 郭 華

審判官 柴月 溶

審判官 馬道 弘

右正本核對與原本無異

書記官 齊申元

中華民國三十六年五月三日

法 務 省

大原海清公署審判戦犯軍事法廷判決一九四五年度戦犯第五号

公 訴 人 本廷檢察官

被 告 A 男三下 日本北海道室知郡人

送任弁護人 秦 兼 剛 弁護士

右被告は戦犯事件によつて本廷檢察官に起訴せられたるに本廷は尤の如く判決す

主 文

A は作戦期間にあつて欺盗を没収したるが有期徒刑十年に處す

A は強姦及婦女を誘拐し、赤娼を強迫したるに就て訴えられたる部分は無

罪とする

事 実

A は日本師範学校を卒業し一九四四年蒙攝政府の試験に通過し、卒業して警察訓練を受け一九四四年五月平魯縣警察局指導官に派遣せられたる指導官に在任中民間の牛驢馬計五六頭を強制して持ち没収し、戦争終了後前第二戦區長官部に逮捕せられ移送せられたるに本廷檢察官が調査起訴したるものである

理 由

法 務 省

本件理由は二項に分けられ尤の如く説明す

一、欺盗没収の部分に關して

被告 A は平魯縣警察局指導官在任中人民の牛驢馬五六頭を強制的に持ち行き均しく没収したることは既に自供し、相違のない、強制的に牛驢馬を持ち去つたのは上司の命令によつたものであると自己の行為でないことを弁解し、その事實がどうかその言つて居る所は信じ難い、戦争犯罪審判條例第八條第一款の規定によつてこの責任を免除することは出来ない、作戦期間に人民財産の没収は明らかな「ヘイグ」陸戦規則第六條の規定に違反したるであつて、戦争犯罪審判條例第二條第二款の罪を構成する、情状輕重を問わず輕く科すべきであら

二、強姦及び婦女を誘拐し、強迫し、赤娼といたる部分に關して

犯罪事實は証拠によつて認定するに刑事訴訟法第二百六十八條に明かに定められてゐる、本件は平魯縣人民楊天才の報告によれば、被告は一九四五年五月その娘を強姦し、婦女を赤娼として強迫し、娼として事實がある、審判訊問を経て被告は堅く承認せず、被告は同年三月に大同に去つて再び逃らすと、強姦する、この出来ようかと云ふは又婦女を強姦し、強迫し、娼とせられたるは警備隊中尉が主管であつた、彼とは關係がない

つた云々と言つておるは一方の言葉といふも楊
は遠く平魯に居る匪區にありき
伝へ聞かざるは出来なく實際にその人の居るの如何か知ることは出来ず、その人の居る事
実の如何の報告も又信用し難く被告に上述行為の如何の証明とするに足りる以外の
の他證據の如何

前掲規定に照して無罪と知らすべきあり
一 論結一 刑事訴訟法第九十一條前段「へが」陸戰規例第四十六條第二項刑法
二 條第二項戰爭犯罪審判條例第一條第二條第三款第三條第三十三款第八條
三 款第十一條刑事訴訟法第九十三條第一項はよく主文の如く判決する
事件は本廷檢察官劉之翰の出廷して函送を執行した

一九四七年四月三十日

太原公署審判戰犯軍事法庭

審判長 郭 華

審判官 柴月容

同 馬道弘

右正本は原本と相表し、其の如何の證明する

法 務 省

書記官 齊 申 元

一九四七年五月三日